

「令和8年度障害者就労連携構築・定着サポート業務」企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度障害者就労連携構築・定着サポート業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

宮城労働局の「令和7年宮城県における障害者雇用状況の集計結果（令和7年6月1日現在）」によれば、本県の民間企業における障害者実雇用率は2.38%（全国42位）であり、法定雇用率（2.5%）に達していないが、人手不足、法定雇用率引き上げ（令和8年7月1日から2.7%）等を背景に企業の障害者雇用への関心は高まっている。

こうした中で、一般就労を希望するもなかなか就労に結びつかない、いわゆる就労困難ケース支援や雇用のミスマッチに課題が生じており、「困難ケース支援者の支援」と就労前の「相互理解及び連携構築」により就労促進と定着を図る。

4 支援対象

県内の就労移行支援事業所（以下、「事業所」という。）及び障害者雇用を検討・実施している企業を主たる支援対象とする。

なお、事業所への支援については、仙台市内等の一部地域に偏らず、県内全域に及ぶように配慮するとともに、事業所のほか、必要に応じて就労定着支援事業所及び就労継続支援事業所等（以下、事業所とあわせて「事業所等」という。）や教育機関も対象とすること。

5 委託業務の内容

（1） 障害者・事業所等と企業間のマッチング精度を高める見学実習・職場体験プログラムの開催支援

必要に応じて対面とオンラインを併用し、継続的に企業への見学・実習や職場体験プログラム等の機会を創出することで、事業所等と企業の相互理解を促進し、より親密な連携関係の構築を実現する。また、それらの機会をとおして、事業所等及びその利用者のスキルアップや事業所等利用者の自己理解の促進並びにマッチング率の向上等を図る。

なお、業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 開催を支援する見学・実習等は次の3種類とし、それぞれより多くの機会を創出できること。

（ア） 事業所等利用者、支援員に対する企業見学会

（イ） 事業所等利用者、支援員に対する実習・職場体験プログラム

(ウ) 企業に対する事業所等説明会・見学会

- イ (ア) 及び (イ) については、企業の所在地や業種に偏りがないように可能な限り配慮するとともに、県経済商工観光部雇用対策課（以下、「県雇用対策課」という。）で実施する「障害者雇用マッチング機会創出支援事業」及び「障害者短期離職防止促進事業」等の関連事業（以下、「県雇用対策課事業」という。）から提供を受けた見学・実習リストをベースとし、県雇用対策課事業の受注者と十分な情報共有及び連携を行うこと。また、終了後に、事業所の利用者、支援員等に対し、利用者の職業適性や企業が求める人材を把握できるよう第三者目線からのフィードバックを行うこと。
- ウ (ア) 又は (イ) を実施する予定の企業において、すでに就職している障害者が (ア) 又は (イ) に参加が可能であれば、当該障害者から話を聞いて学ぶ機会の創出を検討すること。
- エ (ウ) については、雇用対策課事業の協力を得て企業向け周知を行い、雇用対策課事業の受注者と十分な情報共有及び連携を行うこと。また、終了後に、必要に応じて事業所等へ第三者目線からの改善点をフィードバックし、事業所のアピール力向上と今後の自立開催を促すこと。

(2) 就労困難ケース事例研究会の開催支援と成功事例・ノウハウの情報共有及び発信

必要に応じて対面とオンラインを併用し、事業所等や教育機関等による、就労困難なケース事例の研究会等を定期開催して研究成果を取りまとめ、県内の事業所等や教育機関等へ成功事例や支援ノウハウを情報共有することで、事業所等や教育機関等による就労支援力を向上し、障害者の一般就労及び就労定着の拡大を図る。

なお、業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 研究会等が単なる意見交換の場とならないよう、具体的な事例を取りまとめて課題や成功要因等を抽出し、研究成果としての整理を見据えた形で開催することとし、適切かつ効果的な開催規模や開催形式を検討すること。
- イ 研究内容については、特定の事業所等のみの視点に偏ることのないよう、障害当事者の課題意識、企業側の求める人材像とのギャップ等に留意し、多角的な視点から研究・分析を行うこと。また、参加者の特性がなるべく偏らないよう留意すること。
- ウ 具体的な事例を扱うことから、適切に匿名化処理を行い、個人情報の取扱いに留意すること。
- エ 事業所等が主体となって自立継続することを目標に、参加者に主体性を持たせながら開催すること。
- オ 研究成果となる成功事例やノウハウ等の情報共有方法については、各事業所等における活用のしやすさ等を見据えて適切かつ効果的な方法を検討するとともに、情報共有の時期にも留意すること。

(3) 就労定着勉強会・意見交換会等の開催支援

必要に応じて対面とオンラインを併用し、事業所等と企業及び教育機関等の関係機関による就労定着等に関する勉強会・意見交換会等を定期開催して恒常化させることで、関係者相互の多角的な視点と障害者就労に関する知識を養い、障害者の職場定着と長期的な連携関係の構築を実現する。

なお、業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 参加者それぞれの視点から、職場定着に関する課題等を学習し、解決策の検討等も行う場として開催すること。
- イ 開催規模や開催形式（講義・講演形式やディスカッション形式等）については、効果的なものをその都度検討すること。
- ウ 内容については、職場における合理的配慮や適正な業務切り出し、障害者の戦力化、やりがいの創出等、雇用の質の向上の観点から障害者の職場定着を促進するもの等を検討すること。また、事業所等や企業の希望も積極的に採用すること。
- エ 参加者が偏らないように募集方法や開催場所を工夫し、より多くの機会を創出することとし、過去の類似事業等で関係や参加の少なかった事業所等や企業、教育機関等が参加しやすいよう配慮すること。
- オ 事業所等や企業が個々に関係構築することを目標に、参加者に主体性を持たせながら開催すること。

(4) 就職後の定着状況モニタリング支援

本事業を通じて就職した障害者の就職後6か月後及び1年後の就労定着状況をモニタリングし、必要に応じて事業所等への助言を行うことで、障害者の就労定着率向上を図る。

なお、業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 必要に応じて就職先企業や就労定着支援事業所等と連携すること。
- イ モニタリング結果は、本事業の効果測定にも積極的に活用すること。

(5) 障害者の一般就労の促進・職場定着等に向けたその他の取組

課題の共有やその解決策の検討等を目的とした障害者就労関係機関への個別訪問や、事業所等や事業所等と連携したい企業からの相談対応等により、必要な個別支援を実施することで、障害者就労に関する障壁を取り除き、障害者の一般就労及び職場定着を促進する。

なお、業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 事業所等や事業所等と連携したい企業からの相談等に応じ、必要な個別支援を適宜実施すること。
- イ 他の事業所等においても有益と思われる支援内容については、個人情報等に配慮し、相談のあった事業所等の了解を得た上で、積極的に情報共有を行うこと。

6 実施体制・運営体制

(1) 実施体制

本業務を効果的かつ適性に実施可能な人員体制を整備すること。

(2) 運営体制

関係機関や関連事業と連携し、適切に事業を実施すること。

特に、県雇用対策課が実施する県雇用対策課事業、その他関連事業や関係団体との連携を密にして事業の推進を図ること。

なお、県雇用対策課、県雇用対策課事業の受注者、本業務発注者及び本業務受注者の4者間の電子データ等情報共有の方法は、原則として電子メールを使用することとし、その他の方法を使用する場合には、隨時4者で協議を行い決定すること。

7 発注者への報告等

- (1) 契約締結後、速やかに業務の実施方法等を記載した実施計画書（任意様式）を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 本業務の進捗状況について、業務報告書（任意様式）を作成し、各月の翌月10日までに発注者に提出すること。なお、業務の進捗状況を確認するために必要な書類を併せて提出すること。
- (3) 受注者は、本業務の実施状況を適宜報告し、発注者と調整を図ること。また、発注者から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を提出すること。
- (4) 業務終了後、速やかに次の書類を提出し、発注者の検査を受けるものとする。
 - ア 業務完了報告書
 - イ 事業費内訳書

また、ア及びイの提出と併せて、実績及び積算額内訳を報告すること。

8 秘密及び個人情報の保持

(1) 個人情報の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、情報漏えい等個人情報の管理について体制の整備のほか、従事者への研修をはじめとした措置を十分に講じること。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

イ 受注者は、本業務に関して発注者から受領又は閲覧した資料等は、発注者の了解無く公表又は使用してはならない。

9 その他

- (1) 本仕様書は業務の概要を示すものであり、詳細については、選定された事業者と発注者との協議により決定するものとする。
- (2) 本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (4) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づき宮城県が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年4月1日施行）第4に規定する合理的配慮の提供について留意すること。